

「介護職員等特定処遇改善加算」の「見える化」要件について

特定非営利活動法人 陽だまり

介護職員の処遇改善については、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、『介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める』とされ、令和元年10月消費税引き上げに伴う報酬改定において『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。

この加算を受給するためには、下記要件を満たしている必要があります。

【受給要件】

1. 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得している。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っている。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページや情報公開制度への掲載等を通じた「見える化」を行う。

『見える化』要件とは…

介護職員等処遇改善加算を取得するために、上記の受給要件についての具体的取組み内容をホームページ等で公開するなどして、外部から見える形で公開することです。

特定非営利活動法人陽だまりは、ホームページにて掲載いたします。

【介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算 取得状況】

処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算
---------	-----------	------------------

【職場環境等要件】

区分	当所の取組み
入職促進への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の概要等ホームページに掲載し、経営理念等の取組みを広く知らせている。 ・他業種からの転職者・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の実施。
脂質向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者へ実務者研修受講手続きの支援や、勤務シフトの考慮等を行い研修や講習を受けやすい環境を整備。 ・認知症実践者研修等の専門性の高い研修受講費用を負担する等の支援。
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の働きたい時間や事情等を考慮し、可能な限り希望に応じたシフト作成に努めている。当法人と本人が互いに望めば、正規職員への転換も行っている。 ・有給休暇が取得できる環境の整備。
心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員含めた全職員の健康診断受診の支援を実施。常勤者は希望により胃カメラや乳がん等の負荷検診を支援。夜勤が状態の職員へは年2回の健康診断を実施している。希望により、保健師の健康相談会を設けている。
生産性向上のための業務改善取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末での記録や、音声入力等ICT機器活用し業務量削減を図っている。 ・障がい者就労支援事業所と契約し、清掃業務の一部を担ってもらい、業務量の削減を図っている。
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のミーティングにより、勤務環境やケア内容の改善の他、業務状況を把握。また、業務や支援を連動的・効率的に行えるよう引継ぎの時間を設定している。 ・内部研修を定期的で開催し、外部研修で習得した知識・技能のフィードバックに努めている。